

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
ジョイフル上鳥羽（日中サービス支援型共同生活援助）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 向陵会（以下「事業者」という。）が設置するジョイフル上鳥羽（以下「事業所」という。）において実施する指定共同生活援助の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 日中を共同生活住居で過ごす利用者の支援に当たっては、当該利用者の意向を踏まえ、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めるものとする。
 - 3 指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 日中サービス支援型共同生活援助は、地域に開かれたサービスとするため、当該サービスの質の確保を図る観点から、事業所のある所管の自立支援協議会に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、当該協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。
 - 5 前4項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定共同生活援助を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定共同生活援助を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ジョイフル上鳥羽
- （2）所在地 京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町9番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名(常勤職員 1名)

サービス管理責任者は、第8条に規定する共同生活援助計画の作成の業務のほか、入居者の心身の状態等の把握、従業者に対する技術指導又は助言を行う。

(3) 世話人 7名(常勤職員 7名)

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 9名(常勤職員 8名、非常勤職員 1名)

生活支援員は、食事や入浴、排せつ等の介護等を行う。

(5) 夜間支援従事者 1名(常勤職員 5名)

夜間支援従事者は、夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う。

(指定共同生活援助を提供する主たる対象者)

第5条 指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、知的障害者とする。

(入居定員)

第6条 事業所の入居定員は8名とする。

(指定共同生活援助の内容)

第7条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 共同生活援助計画の作成

(2) 利用者に対する相談

(3) 食事の提供

(4) 健康管理の支援

(5) 金銭管理の支援

(6) 余暇活動の支援

(7) 緊急時の対応

(8) 日中、夜間を通して必要な支援

(9) 日中活動の場等との連絡・調整

(共同生活援助計画の作成等)

第8条 管理者は、サービス管理責任者に共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 共同生活援助計画の作成に当たっては、適正な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の把握をするものとする。
- 3 前項に規定する適切な支援内容の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメントの結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成するものとする。この場合、当該事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画に位置付けるよう努めるものとする。
- 5 サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 7 サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者に交付するものとする。
- 8 サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成後、少なくとも6月に一回以上定期的に、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて共同生活援助計画の変更を行うものとする。
- 9 前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する共同生活援助計画の変更について準用する。

（利用者から受領する費用の額等）

- 第9条 指定共同生活援助を提供した際には、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
 - 3 次に定める費用については、毎月5日に当該月分を支給決定障害者から徴収するものとする。

- | | | |
|----------|----|---------|
| (1) 家賃 | 月額 | 50,000円 |
| (2) 光熱水費 | 月額 | 10,000円 |
| (3) 食材料費 | 朝食 | 250円 |
| | 昼食 | 550円 |
| | 夕食 | 550円 |
| (4) 日用品費 | 月額 | 5,000円 |

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者は、入居生活においては、利用者相互で人格を尊重しあうものとする。また、共有スペースの利用については、利用者並びに世話人の了解のもとで行うこと。
- (2) 利用者は、居室内で使用する物品については、原則として各自で購入、設置するものとし、それに係る修繕等についても各自で行うこと。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第11条 従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定共同生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。
- 2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の定期的な開催及び委員会での検討結果について職員への周知徹底

（身体拘束等の禁止）

第14条 事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束等適正化検討委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（衛生管理等）

第15条 事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

（苦情解決）

第16条 提供した指定共同生活援助に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により都道府県知事が、また法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の

提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

- 第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。